

食品営業許可の更新 審査基準

【事務の根拠】

(弁当等人力販売業者の許可申請)

食品製造業等取締条例（以下「取締条例」という。）第五条第二項

前項の規定により許可を受けた弁当等人力販売業者が、許可の有効期間満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、前項の規定にかかわらず申請書に次の事項を記載し、知事に提出しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 現に受けている営業許可の番号

(製造業者等の許可申請)

取締条例第五条の三第二項

前項の規定により許可を受けた製造業者等が、許可の有効期間満了に際し、引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合にあつては、前項各号にかかわらず申請書に次の事項を記載し、知事に提出しなければならない。

- 一 前項第一号、第二号及び第四号に掲げる事項
- 二 現に受けている営業許可の番号

【申請様式】

食品製造業等取締条例施行規則第五条

条例第五条第一項又は第五条の三第一項の規定により弁当等人力販売業者又は製造業者等の許可を受けようとする者は、別記第七号様式による申請書を提出しなければならない。条例第五条第二項又は第五条の三第二項の規定により許可を受けようとする者についても同様とする。

参考条項

(衛生基準等)

取締条例第六条

行商人、弁当等人力販売業者、製造業者等及び給食供給者は、次の各号の区分に従い、それぞれ当該各号に掲げる衛生基準に従わなければならない。ただし、土地の状況その他特別の事情により、知事が衛生上支障がないと認めた事項については、しんじやくすることができる。

- 一 行商人 別表第一に定める衛生基準
- 二 弁当等人力販売業者 別表第二に定める衛生基準

- 三 製造業者等(食料品等販売業のうち自動販売機によるものを除く。) 別表第三に定める衛生基準
- 四 製造業者等(食料品等販売業で自動販売機によるものに限る。) 別表第四に定める衛生基準
- 五 給食供給者 別表第五に定める衛生基準

(許可)

取締条例第七条

知事は、第五条第一項又は第五条の三第一項の申請があつた場合は、その設備又は施設が前条第一項の衛生基準に適合すると認めるときは、許可をしなければならない。ただし、弁当等人力販売業者又は製造業者等になろうとする者が次の各号のいずれかに該当するときは、許可をしないことができる。

- 一 この条例又はこの条例に基づく処分に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなつた日から起算して二年を経過しない者
- 二 第十三条の規定により許可を取り消され、その取消しの日から起算して二年を経過しない者
- 三 法人であつて、その業務を行う役員のうち前二号のいずれかに該当する者があるもの

別記第7号様式(第5条関係)

殿	年 月 日 郵便番号 住 所 電話番号 フリガナ 氏 名 年 月 日生 (法人の場合は、その名称、主たる事務) (所の所在地及び代表者の氏名)	
営業許可申請書(新・継続) 食品製造業等取締条例〔第5条・第5条の3〕の規定により次のとおり申請します。		
営業所の所在地	電話番号	
営業所の名称等		
営業設備の大要	別紙のとおり	
許可番号及び許可年月日	営業の種類	備考
1		
2		
3		
4		
5		
(注意) 1 許可番号の欄は、継続許可の場合に、現に受けている許可の番号及び年月日を記載してください。 2 弁当等人力販売業は、営業所の所在地の代わりに主たる営業地を記載してください。		

(日本産業規格A列4番)